

2025年度 山梨学院大学公的研究費不正使用防止計画

2025年4月1日
学長 青山貴子

山梨学院大学では、「山梨学院大学における公的研究費の適正な運営・管理体制に関する規程」及び「山梨学院大学における公的研究費の管理・監査の基本方針」により、公的研究費について、不正使用を防止し適正な管理・監査を行うため、山梨学院大学公的研究費不正防止計画を策定し、研究費の適正かつ効率的な運営及び監査体制を図る。

【不正防止計画】

No.	ガイドライン項目	具体的な内容
1	機関内の責任体系の明確化	・コンプライアンス推進責任者（大学事務局長）による、研究不正防止に関する啓発活動を実施する。
2	適正な運営・管理の基盤となる環境の整備	・概ね四半期に一度の啓発活動により、適正執行のための注意喚起を実施する。 ・年度当初に、公的研究費の執行説明会を実施し、運用方法の徹底を図る。
3	不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施	・防止計画推進部署（学事センター学事課）は、最高管理責任者等とともに、不正防止計画の策定後、実施・点検評価・見直しを実施する。
4	研究費の適正な運営・管理活動	・公的研究費の適正な運営・管理活動のため、以下の運用を引き続き、実施する。 ① 出張後、出張計画の実行状況を、Formsにて報告。 ② 備品（原則、3万円以上の物品）の、事務局職員による検収。 ③ 旅費以外の予算は、電子申請システム「【科研費】予算支出申請書」にて事前申請。 ・取引業者からの誓約書の提出についての基準を見直し、実効性のあるものとする。
5	情報発信・共有化の推進	・公式ホームページ「研究活動に関する情報公開」、教員向けポータルサイトにおける、機関内外への情報発信・共有化の推進を引き続き、実施する。
6	モニタリングの在り方	・内部監査結果については、コンプライアンス教育及び啓発活動にも活用するなどして周知を図り、機関全体として同様のリスクが発生しないよう徹底する。

※上記の不正使用防止計画を実施し、常に公的研究費の不正防止に努めるものとする。

以上